

入札に係る質問及び回答

- 公告日 令和5年 9月 1日
- 工事名 令和5年度 第39号 玉城町公共下水道第7処理分区（玉城苑）管更生工事
- 開札日 令和5年 9月25日

番号	質問事項	回答
1	<p>共通仕様書第2条(2)について                      材料品質確保のため下水道熟形成硬質塩化ビニル更生管（I類資器材）に適合した材料であること、とありますが、この条件を満たす工法はE X工法やオメガ工法などの限られた工法に絞られます。それ以外の工法でも日本下水道新技術機構で証明されているように自立管としての強度や耐久性は満たしています。なぜE X工法やオメガ工法など一部の工法に限定する必要があるのか、なぜそれ以下外の熟硬化タイプや光効果タイプはだめなのか、教えてください。                      熟形成でないと管更生ができない明確な理由がない限り、公共工事における公平性にかけるのではないですか。</p>	<p>共通仕様書第2条(2)でその他に示す条件より</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.『建設技術審査証明書』を取得した工法であること。</li> <li>2.地盤変位追従性を取得し、本管継手部屈曲角が10°まで対応できること。</li> <li>3.水圧0.05MPa、流量0.5ℓ/分以下の浸入水での施工が可能であること。</li> <li>4.現場状況を考慮し、25mm以下の段差で施工可能なこと。</li> <li>5.長期材料強度として、曲げ弾性係数の長期試験値が1000N/m<sup>2</sup>以上あること。</li> <li>6.臭気防止のためノンスチレン材料であること。</li> </ol> <p>および、材料品質確保より社団法人 日本下水道協会のJSWAS認定を必要条件とし下水道熟形成硬質塩化ビニル更生管（I類資器材）としています。</p> <p>1.~6.の条件および上記 JSWAS 認定品の物について、別途適応がある場合更生工法として承認します。尚、該当工法が当仕様より安価である場合は変更対象となる。</p>